

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 30 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 UKS

住所 〒591-8025 堺市北区長曾根町1679-1

代表者氏名 代表取締役 上田 禎行

電話番号 072-242-8458

FAX番号 072-242-8459

メールアドレス uks-office@zeus.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 30 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 ^{ユニークエス} UKS
住 所 〒591-8025 堺市北区長曾根町1679-1
代表者氏名 代表取締役 ^{リエタ} 上田 ^{ヨシユキ} 禎行

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
代表取締役 ^{リエタ} 上田 ^{ヨシユキ} 禎行	
事業の範囲	管工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社 <small>ユークエス</small> UKS
上記事業所の所在地	郵便番号 591-8025 住所 堺市北区長曾根町1679-1 電話番号 072-242-8458 F AX番号 072-242-8459 メールアドレス uks-office@zeus.eonet.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ミズウチ ヨウヘイ 水内 陽平	第293912号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 9 月 30 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	パイプ切断機		3	
	塩ビのこ		3	
	金切りのこ		2	
	エンジンカッター		1	
	ディスクグラインダー		3	
管の加工用の機械器具	面取り器		3	
	パイプネジ切り機		3	
	やすり		3	
接合用の機械器具	トルクレンチ		3	
	トーチランプ	ガス	3	
	パイプレンチ	350. 500. 600	各2	
	スパナ		6	
	チェーンレンチ	600	2	
水圧テストポンプ	テストポンプ	キョーフ	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 9 月 30 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 UKS

住 所 大阪府堺市北区長曾根町1679-1

代表者氏名 代表取締役 上田 禎行

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府堺市北区長曽根町1679番地1
株式会社UKS

会社法人等番号	1201-01-024088	
商号	株式会社UKS	
本店	大阪府堺市東区日置荘西町三丁32番1号	
	大阪府堺市北区長曽根町1679番地1	平成24年12月 3日移転 平成24年12月 7日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成19年11月1日	
目的	1. 総合建築業 2. 建設業、建設工事業 3. 宅地建物取引業 4. その他商業全般 平成26年 2月 1日変更 平成26年 2月17日登記	
発行可能株式総数	10万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の普通決議による承認を要する。	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 大坂成弘	
	<u>取締役</u> 大坂成弘	平成29年11月20日重任
		令和 2年 1月27日登記
		令和 2年 1月26日辞任
		令和 2年 1月27日登記

大阪府堺市北区長曾根町1679番地1
株式会社UKS

	取締役 上田 禎 行	平成26年 2月 1日就任 ----- 平成26年 2月17日登記
	取締役 上田 禎 行	平成29年11月20日重任 ----- 令和 2年 1月27日登記
	大阪府堺市東区日置荘西町三丁32番1-71 1号 代表取締役 上田 禎 行	平成26年 2月 1日就任 ----- 平成26年 2月17日登記
	大阪府堺市東区大美野104番地7 代表取締役 上田 禎 行	平成26年11月25日住所 移転 ----- 平成26年12月 8日登記
	大阪府堺市東区大美野104番地7 代表取締役 上田 禎 行	平成29年11月20日重任 ----- 令和 2年 1月27日登記
	登記記録に関する 事項	設立



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 5年 9月15日

大阪法務局堺支局
登記官

井 手 繁 樹



株式会社UKS 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社UKSと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 総合建築業
2. 建設業、建設工事業
3. 宅地建物取引業
4. その他商業全般

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、10万株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の普通決議による承認を要する。

(株式の相続人等に対する株式の売渡しの請求)

第 7 条 当社は、相続により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第 8 条 当社の、株式にかかる株券は、これを発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当会社の株式を当会社以外の者から取得した者が、当会社に対し、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、法令により共同してすることを要しないものとされる場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同して、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印のうえ、これを当会社に提出しなければならない。

(募集株式の割当を受ける権利)

第10条 当会社の株主（当会社を除く。）は、第16条第2項所定の株主総会の特別決議に基づき、その有する株式の数に応じて募集株式の割当を受ける権利を有する。ただし、当該株主が割当を受ける募集株式の数に1株満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要がある場合には、2週間前までに公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(権限)

第12条 株主総会は、法令に規定する事項及び当会社の組織、運営、管理その他当社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長である代表取締役が招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、議決権を行使できる株主に対してその通知を発しなければならない。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は、会日の2週間前までに発する。

(招集手続きの省略)

第14条 株主総会は、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、前条第3項但書に該当する場合を除き、招集手続を経ずにこれを開催することができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長である代表取締役がこれに当たる。ただし、社長に事故又は支障があるときは、株主総会がこれを選任する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の普通決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項による株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が、代理人によってその議決権を行使する場合の代理人は、当会社の株主でなければならない。

(決議等の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権を行使することができる株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録しなければならない。

(員数)

第20条 当社の取締役は、1名以上とする。

(選解任の方法)

第21条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

2 当社の取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。

3 当社の取締役を解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。

4 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第22条 当社の取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

第23条 当社の取締役が1名のときは、当該取締役が代表取締役となる。

2 取締役が2名以上いるときは、代表取締役1名を取締役の互選によって定める。

3 代表取締役は、社長とする。

(業務の決定)

第24条 当社に取締役が2名以上いるときは、当社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第27条 当社は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

2 金銭による剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

3 前項の配当金には利息を付さない。

この定款は、当社の現行定款に相違ございません。

令和 5 年 9 月 30 日

大阪府堺市北区長曾根町1679番地1

株式会社UKS

代表取締役 上田 禎行



第二九三九一二号

給水装置専事主任技術者免状

本籍 京都府

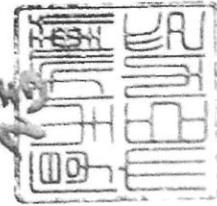
氏名 水内陽平

平成三年四月二十八日生

水道法昭和五十年法律第百七号の
規定により給水装置専事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年二月二十六日

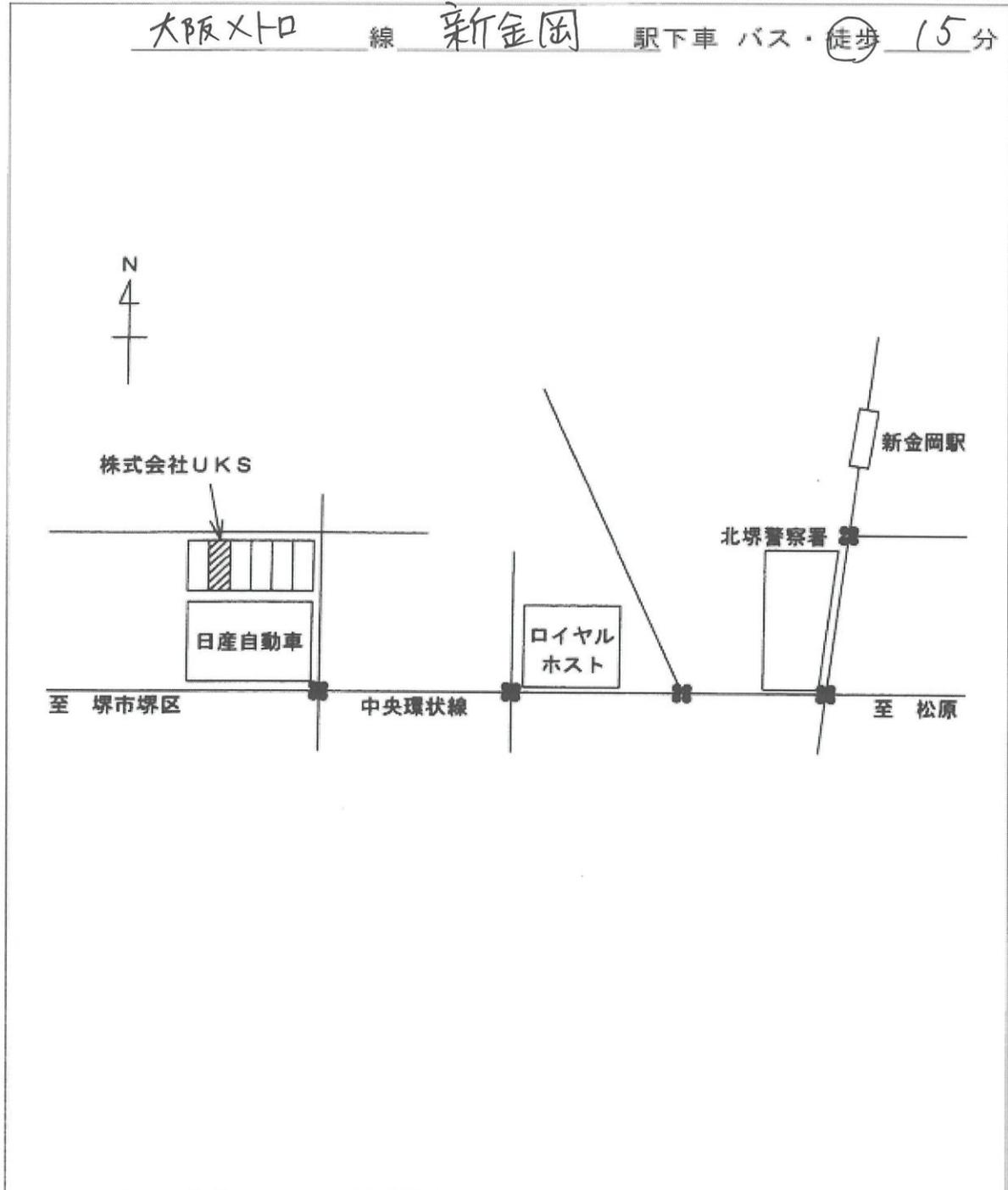
厚生労働大臣 加藤勝彦



昭和三十九年四月二十八日

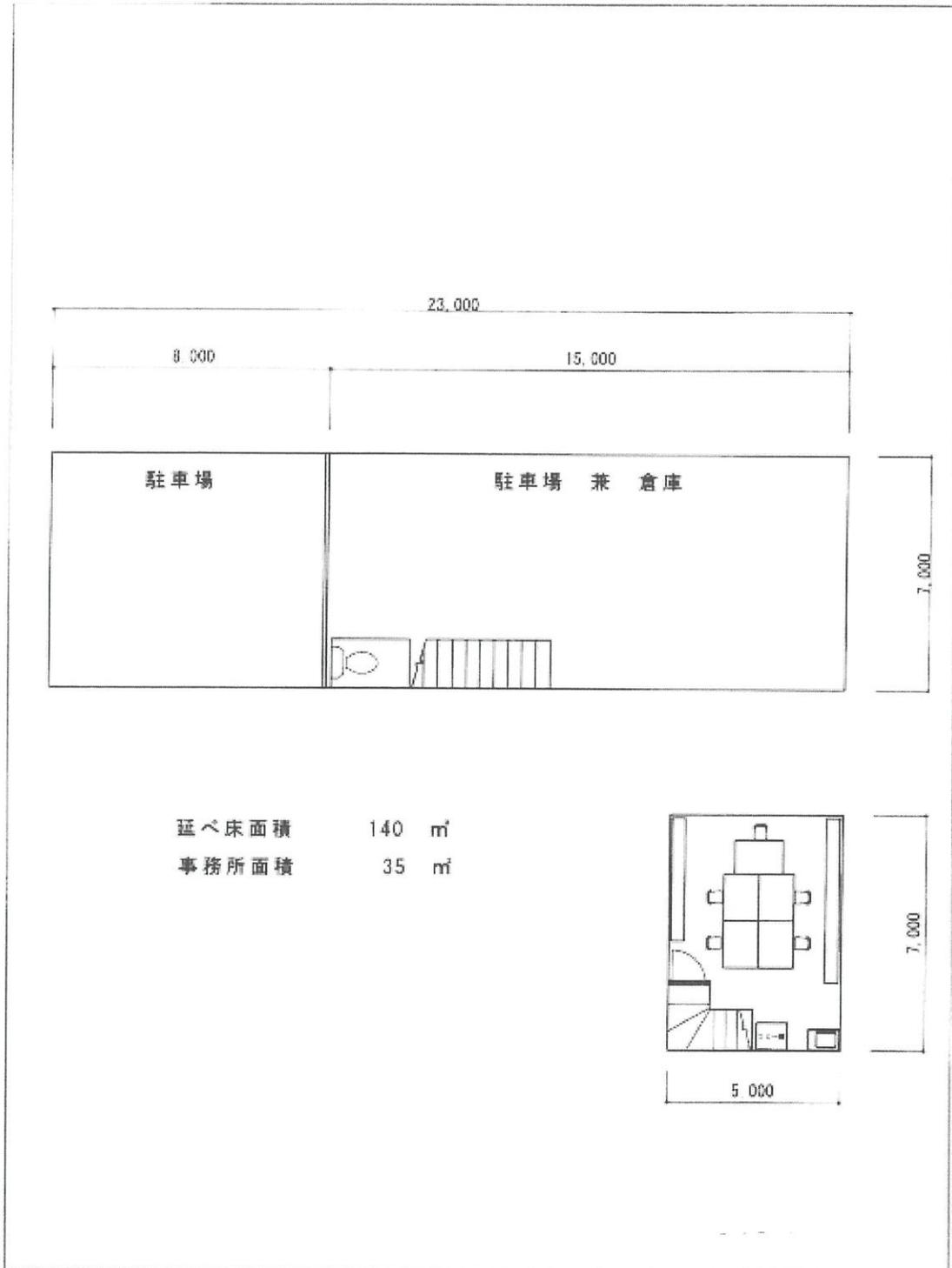
営業所の位置図

大阪メトロ 線 新金岡 駅下車 バス・徒歩 15分



(注) 位置図は、最寄の駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。地図の写しに朱書きで書き入れても支障ないが、A4版の用紙で提出すること。

営業所の平面図



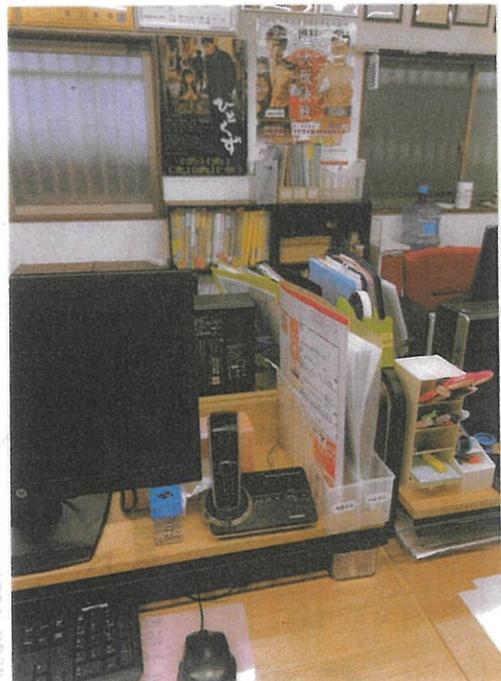
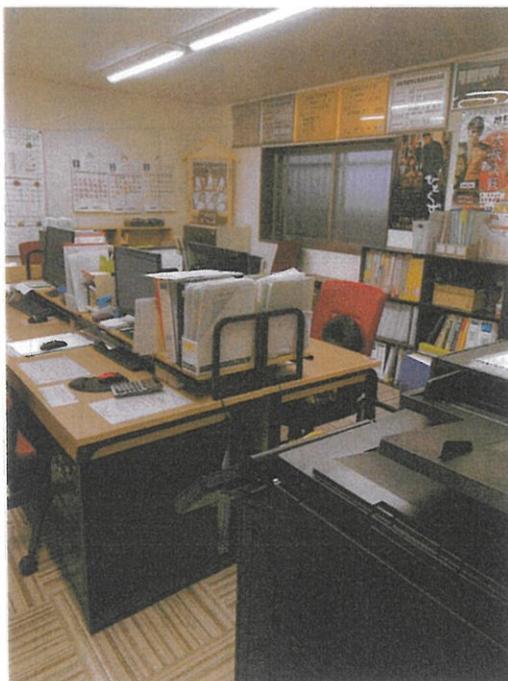
(注) 平面図は、各階ごとに間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入すること。
 平面図は、別紙にしても支障ないが、A4版の用紙に整理すること。

営業所の写真(外観・事業所内)

営業所(外観)の写真



営業所(事務所内)の写真



03-5338-1530 FAX 03-5338-1532

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 30 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社 UKS ユーケーエス
 住所 〒591-8025 堺市北区長曾根町1679-1
 フリガナ 代表者氏名 代表取締役 上田 禎行 ウエダ ヨシユキ
 電話番号 072-242-8458
 FAX番号 072-242-8459
 メールアドレス uks-office@zeus.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 30 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 UKS

住 所 〒591-8025

堺市北区長曾根 1679-1

代表者氏名 代表取締役 上田 禎行

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
をします。
~~解任~~

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 UKS	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
水内 陽平	第293912号	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二九三九一二号

給水装置専任技術者免状

本籍 京都府

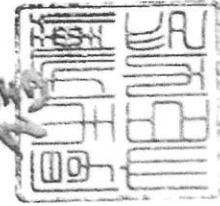
氏名 水内陽平

平成三年四月二十八日生

水道法昭和五十年法律第百七号の
規定により給水装置専任
技術者免状を交付する。

平成三十年二月二十六日

厚生労働大臣 加藤勝信



昭和三十九年四月二十八日生